

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1-03	令和5年度第1回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和6年1月30日（火） 午前10時から午前11時まで			
開催場所	墨田区庁舎8階 82会議室			
出席者数	5名 【委員】 安藤朝規 上林典子 川合敏樹 松村雅生 吉田大祐（50音順・敬称略）			
	【事務局】 総務部参事 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任（2名） 総務課文書管理係係員			
会議の公開 （傍聴）	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議題等	1 会長の互選 2 副会長の互選 3 報告事項 (1) 令和4年度における区政情報の公開等についての実施状況 (2) 令和4年度における個人情報保護制度の運用状況 4 その他			
配付資料	【議題3】 資料1 令和4年度における情報公開制度の実施状況 資料2 令和4年度における個人情報保護制度の運用状況			
会議概要	【議題1】会長の互選について 松村雅生委員が会長に選任された。			
	【議題2】副会長の互選について 安藤朝規委員が副会長に選任された。			
	【議題3】報告事項について (1) 令和4年度における区政情報の公開等についての実施状況 委員からの意見及び質問はなかった。			
	(2) 令和4年度における個人情報保護制度の運用状況 委員からの意見及び質問並びに区からの説明及び回答は次のとおりである。 (会長) 個人情報の例外的取扱いに関して個人情報保護条例の規定により昨年度までに運営審議会が承認した事項について、個人情報保護法が適用になった場合はどうなるのか確認してみると言っていたが、その結果はどうであったか。 (総務課文書管理係主任)			

会 議 概 要

全庁に法改正について周知し、現在も行っている事務について、個人情報保護法のどの規定に該当するのかについて整理を依頼した。その結果、法改正による影響があることが判明した事務が1件あった。防災課が実施している避難行動要支援者名簿の消防、警察等への提供である。当該名簿の提供については、災害対策基本法第49条の1第2項において、「市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない」と規定されている。令和4年度までは、「条例の特別な定め」として墨田区個人情報保護条例の「運営審議会が特に必要であると認めたとき」という規定があった。個人情報保護条例の廃止に伴いこの規定がなくなるため、「墨田区避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」を新たに制定し、名簿の提供が引き続き可能となるように対応した。

(委 員)

個人情報取扱業務の外部委託等の概要が34ページからある。例えば36ページの株式会社ジーシー東京支社に委託をしている「住民記録管理システム運用保守業務委託」について、委託先に渡す方法にいろいろチェックが付いているが、委託が終わった場合の返還の方法はどのようになっているか。

(委 員)

これはシステムの保守を委託しているものなので、保守が続く限りは情報をずっと持ち続けるのではないか。配付物として配るものがあると、返還の問題は出てくるとは思う。

(委 員)

文書による通知もある。これは保守を依頼するときに文書で通知するということだろう。

(総務課文書管理係主任)

システムエラーなどが起こった場合に、具体的なエラーの状況を示して修正を依頼することなどがあると考えられる。

(委 員)

35ページの「墨田区のお知らせ「すみだ」の戸別配付委託」ではCD-Rの引き渡しがあるが、返還はどのようにしているか。委託契約の中で返還については書いてあるか。

(総務課文書管理係主任)

契約内容の詳細までは事務局で把握していないが、このような引き渡しがある委託の場合、返還させるか委託先において適切に廃棄させるかどちらかを契約の中で定めているはずである。

(会 長)

区の委託契約のモデル規定ではどのようになっているか。

(総務課文書管理係主任)

個人情報を取り扱う業務の委託契約をする際に必ず契約書に添付することとしている特記事項を改正し、今年度からは返還又は廃棄の報告書を求めることとしている。

(委 員)

昨年度まではこの規定はなかったのか。

(総務課文書管理係主任)

改正前は、区の承諾を得て廃棄するか、速やかに返還することを求めていたが、

<p>会 議 概 要</p>	<p>報告書の提出は義務付けていなかった。 (総務部参事)</p> <p>先ほどの株式会社ジーシーシーに委託している「住民記録管理システム運用保守業務委託」についてであるが、実質はずっと継続している委託業務である。ある年度でこの事業者との契約が終わり、その翌年度に別の事業者へ委託するというのではない。 (委 員)</p> <p>ずっと委託先に任せていると、社員が個人情報を持ち出すなど個人情報の漏えいのリスクがある。これは委託先の責任ということになるのか。 (総務部参事)</p> <p>委託をした主管課においても個人情報の漏えい等がないよう委託先の管理体制をきちんと確認しなければならない。 (総務課文書管理係長)</p> <p>特記事項では、実地の調査などもできるように定めている。 (会 長)</p> <p>ICTの関係では、長年の業務でなれ合いになってしまい、かえってチェックが働きにくくなって問題が起こったという事例も報道で聞く。職員は人事異動で定期的に変わるが、委託先の従事者は変わらず、委託先に任せきりにして問題が起こったということは往々にしてある。 (委 員)</p> <p>年に1回くらいは墨田区の主管課としてセキュリティの状況をチェックすることがあってもよいのではないか。 (会 長)</p> <p>契約のとおり業務が実施されていないことにより委託先で事故を起こすこともあるので、次回の運営審議会では、委託についてどのようなチェック状況になっているか、また、安全管理規程の遵守状況として漏えい等の防止対策についてICTの担当部署から報告してほしい。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話03-5608-6241）</p>